『由良川』ゴミマップ

～美しいゆらがわをいつまでも～

河川パトロールで発見された
ゴミ投棄件数
令和6年度

142件

令和2年度に比べ約30％減少したものの
たくさんゴミが捨てられています。

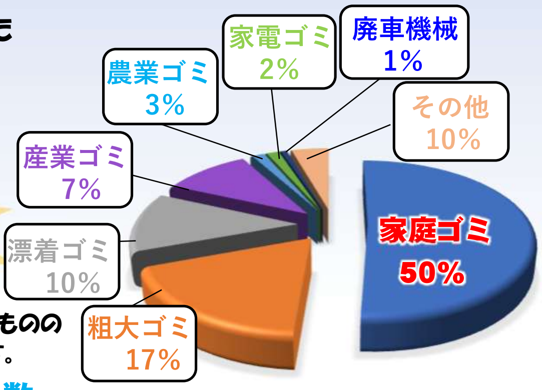

過去5年分のゴミ投棄件数
https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/river/gomi/gomi_graph.pdf

河川にゴミを捨てたり、無断で焼却したりすることは「違法」です。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条】
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の二】
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
【河川法施行令第16条の4第2号ハ】
3月以下の懲役又は20万円以下の罰金

不法投棄は絶対にやめましょう!

家庭ゴミ

粗大ゴミ

漂着ゴミ

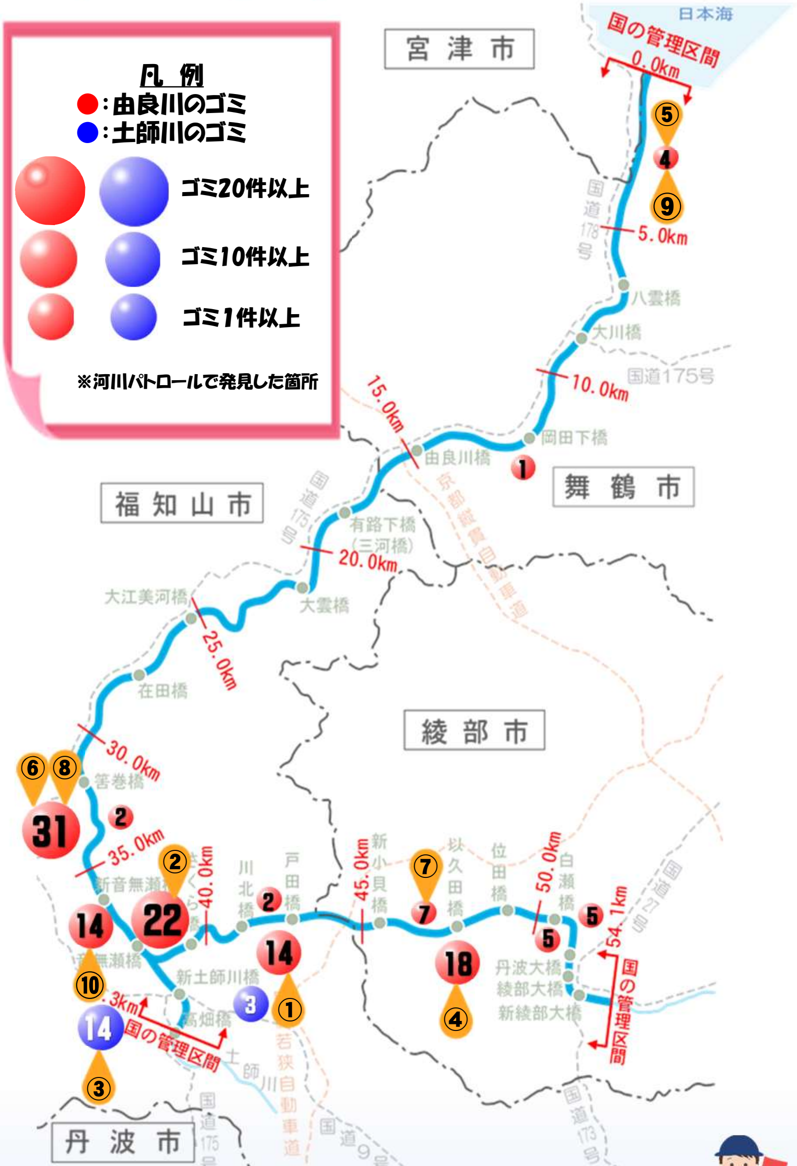

産業ゴミ

農業ゴミ

家電ゴミ

廃車機械

その他

➢上記の写真は代表的な箇所です。
➢廃棄物は適正に処理し、自分で出したゴミは責任を持って片付けましょう。

お問い合わせ
福知山河川国道事務所 ☎0773-22-5104
福知山出張所 ☎0773-22-2861
舞鶴出張所 ☎0773-75-1001